



社報タイトル「一心」は社内で掲げる2025年の標語です。

No. 234

1月の税務

● 本年最初の給与支払日の前日

1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

● 1月13日

2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

● 2月2日

3. 支払調書の提出
4. 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
5. 固定資産税の償却資産に関する申告
6. 11月決算法人の確定申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

9. 5月決算法人の中間申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税及び地方消費税〉

11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉

12. 給与支払報告書の提出

- (1)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
- (2)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

● 1月中において市町村の条例で定める日

13. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)

※デスクマット等に挟んでご利用ください。





税務マメ知識

今年の年末調整は「従業員とのコミュニケーション」がより重要に ～2025年の年末調整で注意すべきポイント～

従業員に対する変更点の周知

K・N

(1)基礎控除申告書の記載内容変更

基礎控除額が所得金額に応じて変動するため、従業員には正確な所得見込み額の算出を依頼してください。

(2)特定親族特別控除の対象確認

19歳以上 23歳未満の親族がいる従業員には、その親族の所得状況を詳しく確認してもらう必要があります。従来は扶養に入れなかった親族についても、「特定親族特別控除」の対象となる可能性があります。

申告書記入や税額計算でミスが起きやすい箇所

(1)基礎控除申告書での注意点

令和7年12月1日から、合計所得金額に応じて基礎控除額を引き上げる改正が行われました。このため、基礎控除申告書に、その合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額を正しく記載する必要があります。

基礎控除申告書では、合計所得金額の見積額をもとに控除額が示されていますので、その控除額を改正後の基礎控除額として控除してください。

(2)配偶者控除等申告書での注意点

配偶者に給与所得がある場合、合計所得金額に応じて配偶者(特別)控除額を正しく記載する必要があります。

(3)特定親族特別控除申告書での注意点

特定親族特別控除申告書では、以下の順序で記載します。

- ① 特定親族の氏名等
- ② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額
- ③ 特定親族特別控除の額

従業員から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」をもとに、特定親族特別控除額を控除してください。



健康経営について

福利厚生委員会

当社では、昨年度「健康経営優良法人」の認定を受けました。今年度も引き続き認定を目指し、社員の健康増進に取り組んでいます。

その具体的な試みの一つが、最近導入した社内コンビニです。導入のきっかけは、社内アンケートの回答で、「食生活の改善に関心がある」や「健康に気を付けた生活を心がけているがなかなか実施や継続ができない」という意見が多数見られたためです。

この社内コンビニでは、コンビニやスーパーまで行かなくても、新鮮なサラダやスムージー、スープなどを気軽に購入できます。これにより、社員の健康に対する意識が高まりました。

皆様の企業でも、小さな一步からでも社員の活力を高める
「健康経営」を始めてみられてはいかがでしょうか。

